

【件名】給付型奨学金事業の実施内容（案）について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区独自事業として検討を進めている給付型奨学金事業について、その実施内容（案）をとりまとめたため、以下のとおり報告する。

1 事業の趣旨

若者の現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる地域社会の実現を目指し、学びの意欲を持つ若者が高等教育を受けられるよう支援を行う。

2 概要

- ・国が実施する高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の免除または減額、給付型奨学金の給付。以下、「国制度」という。）を参考とし、区独自事業における要件等を検討した。
- ・高等教育への進学に係る「入学金」、修学に係る「授業料等」を支援する。
- ・大学・短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校への進学予定者及び在学生を対象とする。
- ・対象には中間所得層の世帯を含み、学びの意欲のある子ども・若者のチャレンジを支援する。

3 実施内容（案）

（1）対象となる学校

国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた大学・短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「確認大学等」という。）

（2）給付期間

確認大学等における正規の修業年限を満了するまで

（3）対象者の要件

① 居住場所に関する要件

申込者の生計維持者が、申請日において引き続き1年以上中野区に住所を有しており、給付を受ける際も引き続き中野区内に住所を有していること

② 年齢等に関する要件

確認大学等に進学予定または在学している人で、確認大学等へ初めて入学した日の属する年度における年齢が満29歳以下の人であること

③ 学業成績等に関する要件

申込時点で次のいずれかに該当すること

・進学予定者及び在学生（１年生）の場合

（ア）高等学校等における評定平均値が５段階評価で３．５以上であること

（イ）高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

（ウ）将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有すること
が、学修計画書等により確認できること

・在学生（２年生以上）の場合

（ア）在学する大学等における学業成績について、G P A（平均成績）等が上位
１／２以上であること

（イ）次のいずれにも該当すること

（a）修得単位数が標準単位数以上であること

（b）学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認で
きること

④ 家計に関する要件

（ア）収入要件

税額控除前の区市町村民税所得割額が 154,500 円未満の世帯

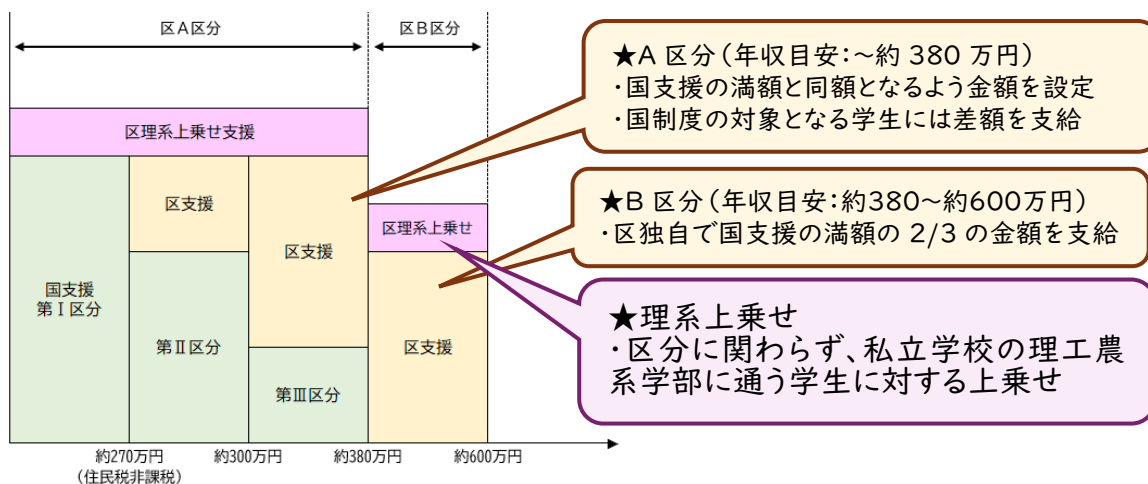
（イ）資産要件

申込者と生計維持者の資産額の合計が基準額 5,000 万円未満であること

（４）給付金額の考え方

- ・入学金及び授業料等に対する奨学金を給付する。
- ・学校種別（国公私立、大学・短期大学、夜間制など）、通学形態（自宅通学、自宅外通学）ごとに金額を設定する。
- ・区独自の段階区分として、A・B区分の２区分を設定し、それぞれ支給上限額を定める。
- ・A区分は、国制度の支援の満額と同額を上限とし、満額の給付を受けることができる所得層を広げる。
- ・B区分では、中間所得層の世帯にA区分の２／３の金額を上限に支援を行う。
- ・原則として、国制度の対象となる人は、国制度に申し込むことを条件とする。
- ・区が給付する金額は、区の支給上限額から、国制度により給付される金額を差し引いたものとする。
- ・私立学校における文系学部と理工農系学部では、必要となる学費に差額が生じている実態があることから、私立学校の理工農系学部に通う学生には、奨学金の上乗せを行う。

(イメージ図)



(5) 募集スケジュール

令和8年度に、令和9年度進学予定者を対象とした申し込みを開始する。また、令和9年度には、在学学生を対象とした申し込みを開始する。いずれの場合も、給付開始は令和9年度を予定している。

(6) 継続給付の確認

給付を決定した学生に対し、毎年度3（3）の要件に基づき、居住、確認大学等への在籍状況、収入状況、学業成績の報告を求め、継続して給付することの可否、給付金額について判定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月 給付型奨学金事業の実施内容の取りまとめ

令和8年度 奨学生の募集

令和9年度 奨学金の給付開始